# 自治会が中心となったツキノワグマ出没軽減に向けた協働の取組について ー岩手県盛岡市ー

- 猪去自治会のほか、関係団体(大学関係者・猟友会・盛岡市)の協力を得て、被害防止活動を開始。
  - 廃果の適切な処理, 緩衝帯の整備や除草活動を実施することにより, 出没頭数の軽減に繋がった。
- また、協働で鳥獣の生態を理解するための研修会開催、出没の都度ごとの被害状況調査、被害マップのとりまとめ、 非農家を含む地区住民に回覧板を利用しての情報提供等を実施し、地域全体の被害防止に対する意識高揚を努め た結果、協働活動が定着。

# 被害防止対策の考え方

〇平成18年度の記録的な大量出没 市全体捕獲頭数26頭 (うち猪去地区13頭)



〇被害対策の考え方を全体協議

取組開始前は各団体ごと意見バラバラ...

- ・保護の理解. 追払いの徹底
- ・地域に押し付けるだけでは解決不可
- ・対策には地域内の協力が絶対条件
- ・経費と労力の確保



#### そのためには・・・

- ・地域外からの支援体制の整備
- ・地域内の被害対策意識の確立

## 目指す目標を共有

#### 【実施事項】

- ①ツキノワグマが出没しづらい環境づくり
- ②電気さくの重点設置
- ③摘果・廃果の適切な処理

# 主な対策

- 〇広範な電気さくの設置
- ・山沿いの果樹園地一帯に電気さくを設置。
- ・水路は電気すだれで対策。



○電気さく周辺の除草活動

- ・自治会, 大学関係者, 猟友会, 行政が協働で 年3回実施。
- ・必要に応じて、自治会が維持管理を徹底。

クマの出没が確認された際には、大学等の協力を得て 定点カメラを設置し、行動把握

〇緩衝帯の整備

ノ阪倒市の金浦

・防風林とりんご園地の 境をはっきりさせ、人と の安全な距離(スペー ス)を保つ。



- 〇被害防止対策に係る研修会
  - ・地域住民等約60名 が参加する研修会を年 1回開催。



# 対策の効果

## 〇ツキノワグマの捕獲頭数

	盛岡市全体	猪去地区
平成18年(活動開始前)	26	13
平成19年(活動開始 <mark>後</mark> )	14	3
平成20年	8	2
平成21年	12	2
平成22年	18	1
平成23年	10	0!
平成24年	17	2
平成25年	11	1
平成26年	13	0!
平成27年	8	0!
平成28年	23	1
平成29年	15	0!
平成30年	20	2

○対策開始直後からツキノワグマの出没数は激減

平成28年度は県内でツキノワグマが多発※

しかし、猪去地区では

農作物被害は2件,捕獲頭数は1頭のみ!

※県内初の「ツキノワグマ出没に関する警報」が発令 【ツキノワグマ出没に関する注意報等発表要領(平成18年制定)】

# 自治会が中心となったツキノワグマ出没軽減に向けた協働の取組について ー岩手県盛岡市ー

#### ◆それぞれの関係性

被害対策の観点から相互間で 意見の衝突も・・・。

当時の関係性は良好とは言え なかった。

### ◆被害対策への考え方を話し合う場を

関係団体それぞれが目的実現のため、コミュニケーションを取り合い、 官民学協働の取組を開始する口火に。

### 経費・労力等を分担

## きっかけ

・H18のツキノ ワグマの大量 出没

全体協議を開 催し. 目指す目 標を共有

# Step1 (~H18) 各団体の関係(連携不十分)

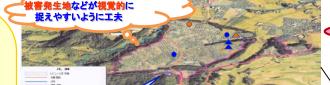
- 〇人身被害、農作物被害を脅かすツキノワグマの駆 除を要望する自治会
- 〇様々な被害対策を指導する行政
- 〇有害捕獲の担い手である猟友会
- 〇ツキノワグマの行動調査を行っている大学関係者

## 取組に当たっての秘訣

- 〇まず、それぞれの想いや正しさを押 しつけず、お互いが尊重し合い、コ ミュニケーションを取ること。
- 〇それぞれの立場から考える被害対 策の異なる目的を持ちつつも、目指 す目標を共有すること。
- 〇関係団体からの大きな支援(マンパ ワー、物資など)により、「やらされて いる被害対策」ではないと身をもっ て感じたこと。
- 〇特定のりんご園地を守るための活 動ではなく、農作物被害の予防のほ か, 集落に寄せ付けない対策であ るということを地域一帯に浸透する よう工夫したこと。

# 将来に向けて

- 〇取組を継続するため、引き続き、意識 の高揚・啓発を図る。
- 〇モデル地区として, 他地区への波及を 推進する。
- 〇他獣種の農作物被害にも対応するた め, 今後も総合的な対策を講じる。







## Step5 協働の活動として定着

〇当事者意識の形成

被害防止活動は、農作物を守るだけ ではなく、地区住民を守るために必 要だと呼びかけ続け、意識の高揚・ 啓発に働きかけた結果,体制が確立。

〇被害対策を理解 自治会が結束し. 鳥獣被害防止を理 解する姿勢を崩さなかった。

#### ◆被害防止対策に対する意識の変化

協働の取組が開始されたことに伴い、 挙げられてい た課題を自らのものと捉える姿勢が芽生えはじめた。

## Step2 (H19~) 協働作業の開始

○「相手を知る」

効果的な被害軽減に向け、鳥獣の生態を理解する ための研修会を開催。

- 〇ツキノワグマが出没しづらい環境づくり 緩衝帯の整備(草刈・枝払い), 通り道の封鎖(水路・ 道路)。
- 〇被害対策

農作物被害のみならず、人里周辺に寄せ付けないよ う、猪去地区一帯に電気さくを整備。

#### 一定の成果が数値として表れる

## 被害対策の拡充

○電気さくの延長など

ツキノワグマの出没状況等を鑑み、必要に応じて施 工距離を延長するほか、電気さくの増段による機能 向上を実施。

また、技術実証として、恒久電気さくを整備。

○被害マップの作成

共同による被害状況調査を行い. 調査結果を被害 マップとしてまとめ、非農家を含む地区住民に回覧 板を利用して情報提供。

被害対策への抵抗感が減少

#### 自治会の協働作業の参加者人数が増加・安定

#### Step4 (H28~) 新たな技術の検証

○衝撃波による追払いの検証 ねずみ等の屋内に生息する小型動物の撃退機とし て開発された機械を改良し、ツキノワグマ等の大型 動物にも効果を発揮するか、猪去地区の緩衝帯にて 試行開始。

取 を